

投資組合の設立相次ぐ

新法施行で組合員の責任「軽減」

今日二日の投資事業責任組合法の施行を機に、ベンチャー企業に投資する投資事業組合（ファンド）の設立が相次いでいる。新法によって組合員の責任が出資金の範囲内に限定された、中堅の投資会社や個人でもファンドを立ち上げやすくなったためだ。国内の機関投資家はハイリリスクの未公開株投資には依然慎重だが、海外年金や個人の資金がベンチャーに向かい始めている。

海外年金や個人資金 VVBに向かう

ベンチャー・キャピタル（VC）で新法によるファンド設立の口火を切ったのは東京海上キャピタル（TMC）。英国の大手年金運用会社、コラー・キャピタル（ロイヤル）などの共同設立で、日本のVCが海外の年金資金を本格的に取り込む初のケースになる。TMCがこれまで設立したファンドはすべて同社と親会社の東京海上火災保険

だけの出資だった。民法に基づく従来型の組合では組合員が出資金以上の負債を負う危険性があり、投資家を集めにくかったが、一今後は海外の投資家など幅広く集める「日本版TMC取締役」。

新法施行で信用力が低い個人や独立系の中小VCでもファンドが設立しやすくなった。例えば、VC最大手のジャフコから独立した

村口和幸氏は一月に入って第一号ファンドを設立、堀場製作所の堀場雅夫会長など会社経営者を中心に三億円の出資金を集めた。日本アジア投資の取締役から

独立した川分陽二氏も新法施行に合わせてファンドを設立、すでに二億五千万円の出資金を集めた。

ファンド設立の動きは活発だが、機関投資家の反応は今のところ鈍い。「安定運用が基本の年金にとってベンチャー投資はまだリス

クが大きい」（厚生年金基金連合会）と慎重だ。年金運用を請け負う例も「過去の運用データが少なく資金預託者に十分な説明ができていない」（大手信託銀行）との声が多い。

ただ、年金基金にとって将来の給付に備えた運用利

回の向上は切迫した課題。

七〇年代末にベンチャー投資が解禁された米国では、運用資産の五割程度が投資事業組合に振り向けられるまでに成長、中長期的には日本の年金もハイリリスクが期待できる未公開株を組み入れる可能性が高い。